

松江市歴史まちづくり基金条例の一部を改正する条例

松江市歴史まちづくり基金条例（平成 28 年松江市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 本市の_____ _____歴史的建造物(松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例(平成 28 年松江市条例第 55 号)第 2 条第 1 号に規定する歴史的建造物をいう。)の保全継承の事業、 <u>松江市伝統的建造物群保存地区の保存活用計画(松江市伝統的建造物群保存地区保存条例(令和 6 年松江市条例第 90 号)第 5 条第 1 項に規定する保存活用計画をいう。)</u> に基づく事業及び本市に存する指定文化財(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、島根県文化財保護条例(昭和 30 年島根県条例第 6 号)又は松江市文化財保護条例(平成 17 年松江市条例第 173 号)の規定に基づき指定された文化財をいう。)の保存活用の事業に要する経費に充てるため、松江市歴史まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第 1 条 本市の <u>貴重な歴史的文化遺産である国宝松江城天守及び史跡松江城内の整備並びに</u> 歴史的建造物(松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例(平成 28 年松江市条例第 55 号)第 2 条第 1 号に規定する歴史的建造物をいう。)の保全継承の事業_____ _____に要する経費に充てるため、松江市歴史まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(基金の処分の特例)

- 2 松江市歴史まちづくり基金条例第6条の規定にかかわらず、令和7年度に限り、松江城施設整備基金条例（令和7年松江市条例第65号）の規定により設置された基金に積み立てるため、基金の一部を処分することができる。